

仙台市交通指導隊条例の一部を改正する条例

仙台市交通指導隊条例（昭和六十二年仙台市条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条の次に次の一条を加える。

（休隊）

第六条 隊員は、三月以上隊員としての活動を行うことができない場合において市長が必要と認めるときは、三年を超えない範囲内において隊員としての活動の休止（次項及び第三項において「休隊」という。）をすることができる。

2 休隊をしている隊員は、隊員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

3 第八条の規定にかかわらず、休隊をしている隊員には、その休隊の期間中、報酬を支給しない。  
別表中「第七条」を「第八条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の仙台市交通指導隊条例第六条第一項に規定する休隊のため必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。